

山口県報

令和5年
8月25日
(金曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 保安林予定森林(森林整備課).....
- 保安林の指定(萩市)(森林整備課).....
- 公告
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課).....
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 選管告示
政治団体の異動事項.....
- 雑報
県報の正誤.....

山口県告示第百四十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政



野島区域	区	域	区	分
法第百四条第二号に掲げる漁業				

山口県告示第百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字笹尾一三〇五七の二から一三〇五七の八まで、一三〇五七の一〇から一三〇五七の一六まで、一三〇五七の一八、一三〇五七の一九、一三〇五七の二一から一三〇五七の二四まで、一三〇五七の二六から一三〇五七の二九まで、一三〇五七の三一、一三〇五七の三二、一三〇五七の三六、一三〇五七の四四から一三〇五七の四八まで、字奈古屋狼谷一三〇五七の三三から一三〇五七の三五まで、字奈古屋下一三〇六八の二、一三〇六八の一四、一三〇六八の一七、一三〇六八の一八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町明見谷字岩瀬戸三一一、三一一の二、三二二の二、三二二の二、一〇二〇六の一、一〇二〇七、一〇二〇九、字岡三五二の一、字どうどう一〇二二六の四、一〇二二七の二、一〇二三〇、字宮ヶ谷一〇二二九、周東町瀬越字樽口三五九一、三五九三、三五九四、一三〇九四、字さやの向一〇一九三、周東町川上字金山一〇五六の三、一〇五六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市川上字ステンケ浴一八二七、一八三一の一、一八三二、一八三三、一八三五の二、一八三六、一八三七、一四二五八、字ゴウラ一八三八、一八四一の一、一八四一の二、一八四二から一八四七まで、一八四九から一八五二まで、一八五六、一八六二から一八六五まで、一四二五九から一四二六二まで、一四二六六、一四二六七、一四二六九、一四二七〇、字入道ヶ浴一八六七、一〇六〇七、一〇六一一、一〇六一二、一〇六一五から一〇六一七まで、一〇六一九、一〇六二〇、一〇六二二から一〇六二五まで、一四二七一、一四二七三、一四二七四、字石神一八六九、一八七一、一八七九、一八八一の一から一八八一の三まで、一八八八から一八九一まで、一〇六二六、

一〇六二七、一〇六二九、一四二七五から一四二七八まで、字佐古田一八九五、一八九六、一九〇三、一九〇四、一九一九、一九二一の一、一九二二、一九二三、一五二六三、字横坂一九三二、一九三三、一九四五、一九五二、一九八一、一九九二、一九九三、一〇五九四、一〇五九六、一〇六三五、一〇六五二から一〇六五六まで、一四〇五七、一四二八一、字行畑一〇五七八、一〇五七九、一〇六四六、一〇六四七、字米山一〇五八〇、一〇五八一、字この、口一〇五八二、一〇五八八、一〇五八九、字小野一〇五八三から一〇五八五まで、字をの口一〇五八六、一〇五八七、字赤滝一〇五九〇から一〇五九二まで、字志がつか字一〇五九三、字こうら一〇五九七、一〇六〇一から一〇六〇三まで、字阿武原一〇六〇五の一、一〇六〇五の二、一〇六〇六、一〇六〇九、一〇六一〇、字ふきヶ迫一〇六三〇から一〇六三二まで、一〇六三四、字屋敷之後一〇六三六、字古屋敷ノ上一〇六三七、字佐古田ノ浴一〇六三八の一、一〇六三八の二、字須天ヶ浴一〇六四八、一〇六四八の一、一〇六四九、字木床一〇六五〇、字西ヶ迫一〇六五九、一〇六六一、字高手一〇六六二、一〇六六三、字栗ヶ迫一〇六六七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(一五三) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

令和五年六月三十日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

令和五年八月二十五日

美祿市の区域

山口県知事 村岡 嗣 政

(一五四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和五年八月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営大迫地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和五年六月二十一日



山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年八月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
自由民主党五省支部	友田 有 希	事務所	下関市豊前田町7番7号	下関市鞆之町8番16号	令和5、3
自由民主党山口県第二選挙区支部	林 芳正	〃	〃	〃	〃
自由民主党山口県ときわ会支部	〃	〃	〃	〃	〃

名称等	会計責任者	事務所	代表者	備考	備考	備考
立憲民主党山口県第2区総支部	平岡 秀夫	〃	〃	〃	〃	〃
友田たもつ後援会	長富伊佐穂	〃	〃	〃	〃	〃
野村幹男後援会	岡本 敏	〃	〃	〃	〃	〃
芙蓉会	重富 雄哉	〃	〃	〃	〃	〃
山口県電気工事工業組合政治連盟	村田 正幸	〃	〃	〃	〃	〃
山下たかお後援会	山下 隆夫	〃	〃	〃	〃	〃
山下たかお励ます会	〃	〃	〃	〃	〃	〃



正 誤

令和五年六月三十日山口県選挙管理委員会告示第九十二号(解散等に係る政治団体の名称等)

ページ	段	箇所	誤	正
五	上	表中	令和5、5、26	令和5、6、28
〃	下	〃	令和5、5、26	令和5、6、28

令和五年八月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁